

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

欧州連合

栄養成分及び栄養強調表示

1. 栄養表示 (規則 1169/2011 第 29~35 条)	1
2. 栄養強調表示.....	3
3. 栄養表示義務の対象外の食品 (規則(EU) NO 1169/2011 付則 V)	7

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

○ **消費者への食品情報の提供に関する規則： 2011 年 10 月 25 日の欧州議会及び理事会規則 Regulation (EU) No 1169/2011 on the Provisions of Food Information to Consumers (FIC 規則)**

欧州委員会は、2008 年 1 月 30 日、消費者への食品情報の提供に関する新規規則の提案を行った。これは、指令であった Directive 2000/13/EC を廃止して、今度は、規則 Regulation として新しく制定し、義務化の範囲も拡大しようとするものであった。

同規則の制定に伴い、欧州議会及び理事会規則 (EC) No1924/2006 並びに欧州議会及び理事会規則 (EC) No 1925/2006 を改正し、欧州委員会指令 87/250/EEC、理事会指令 90/496/EEC、欧州委員会指令 1999/10/EC、欧州議会及び理事会指令 2000/13/EC、欧州委員会指令 2002/67/EC 及び 2008/5/EC 並びに欧州委員会規則 (EC) No608/2004 を廃止した。

この規則は、欧州連合の官報に掲載して公布した日から起算して 20 日を経過した日から施行。特例として、第 9 条第 1 項(1)の規定(義務的な食品情報)は、2016 年 12 月 13 日から適用し、附則第 VI B 部の規定は、2014 年 1 月 1 日から適用するものとし、それ以外の規定は、2014 年 12 月 13 日から適用しなければならない。

この規則は、その全てが拘束力を有し、かつ、全ての加盟国に直接効力を有する。

1. 栄養表示 (規則 1169/2011 第 29～35 条)

エネルギー、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、たんぱく質、塩分(salt)の量の表示を義務としている(第 30 条第 1 項)。原則として 100g 又は 100 ml 中の含有量を記載する(第 32 条)。

- エネルギー値： キロジュール(kj)とキロカロリー(kcal)で表示
- **特定の順序**： 脂肪、飽和脂肪酸、炭水化物、糖、たんぱく質、塩(salt)、の量を、100g 当たり、又は 100ml 当たりのグラム(g)、ミリグラム(mg)またはマイクログラム(µg)

消費単位当たり、もしくは一人前の栄養表示、又 100mg または 100ml 単位での表示は、パッケージに一人前・消費単位の数が明確に示されている場合に許可される。塩分は「ナトリウム」ではなく「塩」として表示されなければならないが、塩が主に天然ナトリウムである場合は栄養表示に適宜表示すること。

一価不飽和脂肪酸、多価不飽和脂肪酸、糖アルコール、でんぷん、食物繊維及びビタミン及びミネラルについての表示は任意とした(第 30 条第 2 項)。ただし、ビタミン及びミネラルの量を表示する場合は、その 1 日の基準摂取量に対する割合を表示(百分率)しなければならない(第 32 条第 3 項)。

必須情報の内容は、以下の内容一つ若しくは一つ以上の量の指標で捕捉することができる：

- モノ不飽和脂肪酸
- ポリ不飽和脂肪酸
- 糖アルコール
- でんぷん
- 食物繊維
- FIC 規則の附属書 3、パート A(Annex III, Part A)に記載されているビタミンおよびミネラル(参考摂取量の割合を含む)

これらの量は、100g 又は 100ml 中の表現形式に加えて、1 人前(portion)又は 1 消費単位の数量が明記されている場合は、それらの単位量を追記できる(第 33 条)。

表示の仕方としては、包装の 1 つの面に表形式で、かつ、規定する表示順序で表示するが、表形式にするだけの余裕がなければ追込み形式で記述してよい(第 34 条第 1 項及び第 2 項)。エネルギー量は、単独で、又は他の義務的な表示事項と共に、包装の表の面にも重複して表示できる(第 30 条第 3 項及び第 34 条第 3 項)。

必須表示 Mandatory Nutrition Declaration	任意表示 Voluntary Indications
Energy 熱量	Energy 熱量
Fat 脂質 of which - saturates 飽和脂肪酸	Fat 脂質 of which -saturates 飽和脂肪酸 -mono-unsaturates モノ不飽和脂肪酸 -polyunsaturates ポリ不飽和脂肪酸
Carbohydrate 炭水化物 of which - sugars 糖類	Carbohydrate 炭水化物 of which -sugars 糖類 -polyols 糖アルコール -starch でんぷん
Protein たんぱく質	Fibre 食物繊維
Salt 食塩	Protein たんぱく質
	Salt 食塩
	vitamins and minerals ビタミン及びミネラル

FIC 規則 1169/2011 で、栄養表示は 2016 年 12 月 13 日に義務化された。FIC 規則の附属書 5(Annex V)は必須とされている栄養表示要件から免除される食料品のリストである。栄養表示は、スペースが十分にある場合は数値を整列させた表形式の書式、スペースがない場合は行形式で提示をする必要がある。必須の栄養表示のすべての要素は、食品ラベルまたはパッケージ上と同じ見通しである必要がある。

FIC 規則の第 35 条 (Article 35)は、加盟国が追加の表現形態の使用または栄養表示の提示を推奨することを許可している。これまでに、7 つの加盟国(スウェーデン、デンマーク、フランス、ベルギー、スペイン、オランダ、英国)がパッケージの表面に、追加の栄養表示をする計画を採用している。FIC 規則は、欧州委員会に 2017 年 12 月 13 日までに、英国の国家計画である信号標識に模した表示システムで得られた経験や、この地域におけるさらなる調和についての助言に関する報告書を作成することを要求した。欧州委員会は依然としてこの報告書を公表していない。

ただし、上記 FIC 規則第 35 条に基づき認められた追加の表示については、あくまでも任意のものであり、必須の栄養表示のための部分/スペースを侵害してはならない(第 37 条)。

食品の健康・栄養表示の使用に関する統一ルールは、2014 年 12 月 13 日以降は規則(EU) No 1169/2011 の規定が適用される。指令 90/496/EEC では、製品の表示や広告で栄養を強調訴求する場合に栄養表示が義務となる以外は原則任意であった(第 2 条)のに対し、規則(EU) No 1169/2011 では一部を除くすべての食品で栄養表示が義務付けられることとなった(第 30 条)。

○ 栄養表示(必須成分)事項の国際比較

	欧州連合	コーデックス	米 国	日 本
法的枠組み	(EU)1169/2011: 1990 栄養表示基準 2011 義務化導入 2016 完全実施	CXG 2-1985: 1997 栄養表示基準 2011 栄養表示事項 2012 義務化	栄養表示教育法: 1990 義務化導入 1994 完全実施 2016 一部改定 2020 完全実施	食品表示基準: 2003 栄養表示基準 2015 食品表示基準 2020 完全実施
栄養表示の基準	100 g/ml 当り	100 g/ml 当り	1 食分(RACC)当り	100 g/ml 当り
栄養表示事項 (必須成分)の順	エネルギー 脂質 飽和脂肪酸 炭水化物 糖類 たんぱく質 食塩相当量	エネルギー たんぱく質 消化性糖質(炭水化物-食物繊維) 脂質 飽和脂肪酸 ナトリウム (食塩相当量) 総糖類	エネルギー 総脂質 コレステロール ナトリウム 総炭水化物 (添加糖類) たんぱく質	エネルギー たんぱく質 脂質 炭水化物 食塩相当量 (ナトリウム)

2. 栄養強調表示

- 食品における栄養及び健康強調表示に関する欧州議会及び閣僚理事会規則(EC)第 1924/2006 号の第 7 条 栄養素に関する情報において、栄養強調表示について、次の通り規定。

栄養強調表示がなされる場合に指令 90/496/EEC に従って情報を提供するための義務及び形式が、健康強調表示がなされる場合に準用される。但し、一般的な広告は除く。しかし、その提供される情報は、指令 90/496/EEC の第 4 条(1)の規定において定義付けられているグループ 2 に掲げる情報から成る。

これに加えて、場合によって、栄養ラベリングに記載されていない栄養強調表示及び健康強調表示がその対象とする物質の量がその栄養に関する情報と同じ欄にも記載されるものとし、及び指令 90/496/EEC の第 6 条の規定に従って表現されることを要する。

食品サプリメントの場合には、栄養に関する情報が指令 2002/46/EC の第 8 条の規定に従って提供されることを要する。

- 栄養強調表示及びそれらに適用される条件については、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC)第 1924/2006 号の付属書に、以下の通り規定。

LOW ENERGY(低エネルギー):

食品が低エネルギーであるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れかの強調表示も、その製品が固体で 40 kcal (170 kJ)/100 g 超を又は液体で 20 kcal (80 kJ)/100 ml 超を含まない場合に限り、なされることができる。卓上甘味料としては、蔗糖 6 g(ティースプーン約 1 杯の蔗糖)に等しい甘味特性を有する 4 kcal (17 kJ)/1 人前の限度が適用される。

ENERGY-REDUCED(減エネルギー):

食品が減エネルギーであるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、食品をその全エネルギー価において低減されたとする特徴を示したそのエネルギー値が少なくとも 30%だけ減少される場合に限って、表示することができる。

ENERGY-FREE(無エネルギー):

食品が無エネルギーであるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が固体で 4 kcal(17 kJ)/100 ml 超を含まない場合に限って、なされることができる。卓上甘味料としては、蔗糖 6 g(ティースプーン約 1 杯の蔗糖)に等しい甘味特性を有する 0.4 kcal(1.7 kJ)/1 人前の限度が適用される。

LOW-FAT(低脂肪):

食品が低脂肪であるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が固体で 100 g 当たり脂肪 3 g 以下を又は液体で 100 ml 当たり脂肪 1.5 g を含む(半スキムミルクで 100 ml 当たり脂肪 1.8 g を含む)場合に限って、表示することができる。

FAT-FREE(無脂肪):

食品が無脂肪であるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が 100 g 又は 100 ml 当たり脂肪 0.5 g 以下を含む場合に限って、なすことができる。しかし、'X%無脂肪'として表現される強調表示は、禁止される。

LOW-SATURATED FAT(低飽和脂肪):

食品が低飽和脂肪であるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品中の飽和脂肪酸とトランス型脂肪酸の合計が固体で 100 g 当たり 1.5 g を又は液体で 100 ml 当たり脂肪 0.75 g を超えない場合に限って、なすことができ、何れの場合も飽和脂肪酸とトランス型脂肪酸の合計がエネルギーの 10% を超えて提供してはならない。

SATURATED FAT-FREE(無飽和脂肪):

食品が飽和脂肪酸を含まないという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、飽和脂肪酸とトランス型脂肪酸の合計が 100 g 又は 100 ml 当たり飽和脂肪酸 0.1 g を超えない場合に限って、表示することができる。

LOW SUGAR(低糖):

食品が低糖であるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が固体で 100 g 当たり糖分 5 g 以下を又は液体で 100 ml 当たり糖分 2.5 g 以下を含む場合に限って、表示することができる。

SUGAR-FREE(無糖):

食品が無糖であるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が 100 g 又は 100 ml 当たり糖分 0.5 g 以下を含む場合に限って、なすことができる。

WITH NO SUGAR ADDED(糖分無添加):

食品が糖分が添加されていない旨を述べた強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が単糖若しくは二糖又は甘味特性のために使用される何れのその他食品を添加しない場合に限って、表示することができる。糖分が当該食品に天然に存在する場合、下記の表示もラベルに記す必要がある: 'CONTAINS NATURALLY OCCURRING SUGARS(天然に発生する糖分を含む)'。

LOW SODIUM/SALT(低ナトリウム/塩):

食品が低ナトリウム/塩であるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が 100 g 当たり又は 100 ml 当たりナトリウム 0.12 g 以下を又はその相当の塩を含む場合に限って、なすことができる。指令 80/777/EEC の適用範囲に属する天然のミネラルウォーター以外の水については、この値は 100

ml 当たりナトリウム 2 mg を超えてはならない。

VERY LOW SODIUM/SALT(超低ナトリウム/塩) :

食品が超低ナトリウム/塩であるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が 100 g 当たり又は 100 ml 当たりナトリウム 0.04 g 以下を又はその相当の塩を含む場合に限り、なすことができる。この強調表示は、天然のミネラルウォーター及びその他の水については使用してはならない。

SODIUM-FREE(無ナトリウム)又は SALT-FREE(無塩) :

食品が無ナトリウム又は無塩であるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が 100 g 当たりナトリウム 0.005 g 以下を又はその相当の塩を含む場合に限り、表示することができる。

SOURCE OF FIBRE(食物繊維源) :

食品が繊維素源であるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が 100 g 当たり少なくとも繊維素 3 g を又は 100 kcal 当たり少なくとも繊維素 1.5 g を含む場合に限り、表示することができる。

HIGH FIBRE(高食物繊維) :

食品が高繊維源であるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が 100 g 当たり少なくとも繊維源 6 g を又は 100 kcal 当たり少なくとも繊維源 3 g を含む場合に限り、表示することができる。

SOURCE OF PROTEIN(たんぱく質源) :

食品がタンパク質源であるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その食品のエネルギー価の少なくとも 12%がタンパク質によって提供される場合に限り、表示することができる。

HIGH PROTEIN(高たんぱく質) :

食品が高タンパク質であるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その食品のエネルギー価の少なくとも 20%がタンパク質によって提供される場合に限り、表示することができる。

SOURCE OF(ビタミン名源)及び/又は(ミネラル名源) :

食品がビタミン源またはミネラル源であるという強調表示、及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が指令 90/496/EEC の付属書において定義付けられている少なくとも重要な量や食品へのビタミン及びミネラルの並びに一定のその他の物質の添加に関する 2006 年 12 月 20 日付の欧州議会の及び閣僚理事会の規制(EC)第 1925/2006 号の第 6 条の規定に従って許容される特例によって定められる量を含む場合に限り、表示することができる。

HIGH (高ビタミン〇〇及び/又は高ミネラル〇〇) :

食品が高ビタミン及び/又は高ミネラルであるという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が元のビタミン〇〇及び/又は元のミネラル〇〇の値の少なくとも 2 倍を含む場合に限り、表示することができる。

CONTAINS(栄養素又はその他の物質の名称)(養素又はその他の物質の名称を含む) :

食品がそのための特定の条件が本規制に定められていない栄養素又はその他の物質を含むという強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が本規制における当てはまる全ての条項、特に第 5 条の規定を遵守する場合に限り、なすことができる。ビタミン及びミネラルについては、‘source of(源)’の強調表示の条件が適用される。

INCREASED(栄養素名)(栄養素名)増強)

ビタミン及びミネラル以外の 1 つ又はそれ以上の栄養素の含有量が増大されていることを述べている強調表示及び消

費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、その製品が‘source of(源)’の強調表示の条件に適合し及び類似の製品と比較して含有量が30%以上増大されている場合に限って、表示することができる。

REDUCED(栄養素名)(栄養素名)減少)

1 つ又はそれ以上の栄養素の含有量が減少されていることを述べている強調表示及び消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、類似の製品と比較して含有量が少なくとも30%以上減少されている場合に限って、なすことができる。閣僚理事会指令 90/496/EEC で定められる基準値が10%の差異と設定されている微量栄養補助食品、及び、基準値が25%の差異が定められているナトリウム又は相当の塩は除く。

LIGHT/LITE(軽)

製品が‘light 又は lite(軽い)’という強調表示又は消費者にとってこれと同じ意味を有する可能性がある何れの強調表示も、‘reduced(減少された)’という用語について定められているのと同じ条件に従う; 当該強調表示には当該食品を‘light 又は lite(軽い)’とする特徴の表示を伴うものとする。

NATURALLY/NATURAL(天然に/天然の)

食品が栄養強調表示の使用に関する本付属書に定める条件に天然に適合する場合、‘naturally/natural(天然に/天然の)’という用語が当該強調表示の接頭辞として使用する

○ **栄養強調表示の基準値(熱量又は栄養成分の適切な摂取ができる旨の表示)**

項目	強調表示	条件(以下)	欧州連合	コーデックス	米国 (RACC 当たり)	日本
熱量	Low	40 kcal/100g or 20 kcal/100ml	○ ○	○ ○	40 kcal	○ ○
	Free	4 kcal/100g or 4 kcal/100ml	ND ○	ND ○	5 kcal	5 kcal 5 kcal
脂質	Low	3 g/100g or 1.5 g/100ml	○ ○	○ ○	3 g	○ ○
	Free	0.5 g/100g or 100ml	○	○	0.5 g	○
飽和脂肪	Low	1.5 g/100g or 0.75 g/100ml and 10% of Energy	○ ○	○ ○	1 g 条件あり	○ ○
	Free	0.1 g/100g or 100ml	○	○	0.5 g 条件あり	○
コレステロール	Low	0.02 g/100g or 0.01 g/100ml	ND	○	20 mg	○
	Free	0.005 g/100g or 100ml	ND	○	2 mg	5 mg
糖類	Low	5 g/100g or 2.5 g/100ml	○	ND	ND	○
	Free	0.5 g/100g or 100ml	○	○	0.5 g	○
ナトリウム	Low	0.12 g/100g	○ (100ml)	○	140 mg	120 mg (100ml)
	Very Low	0.04 g/100g	○ (100ml)	○	35 mg	ND
	Free	0.005 g/100g	○	○	5 mg	5 mg (100ml)

ND: Not Defined

3. 栄養表示義務の対象外の食品（規則(EU) No 1169/2011 付則 V）

- (1) 単一の成分又は単一の成分分類からなる未加工の食品
- (2) 加工工程が熟成だけの加工製品で、単一の成分又は単一の成分分類からなるもの
- (3) 人の消費を目的とした水（添加した成分が二酸化炭素又は香味料だけの水も含む）
- (4) ハーブ、スパイス、又はこれらの混合物
- (5) 塩及び塩の代用品
- (6) 卓上用甘味料
- (7) コーヒー抽出物やチコリ抽出物、コーヒー豆（挽いてあるもの・挽いてないもの）、カフェイン抜きコーヒー豆（挽いてあるもの・挽いてないもの）に関連した指令（1999/4/EC）の対象となる製品
- (8) ハーブ・果実の浸出液、茶、カフェイン抜きの茶、インスタント茶や溶解性の茶または茶抽出物（カフェイン抜きも含む）、いずれも添加した成分が茶の栄養価を変えない香味料だけのもの
- (9) 発酵酢や酢の代用品（添加成分が香味料だけの酢も含む）
- (10) 香味料
- (11) 食品添加物
- (12) 加工助剤
- (13) 食品酵素
- (14) ゼラチン
- (15) ジャムをゲル化するための化合物
- (16) イースト
- (17) チューインガム
- (18) 最大表面部が 25 平方センチ未満の包装・容器に収められた食品
- (19) 製造者から少量を直接に最終消費者、または最終消費者に直接提供する小売業者に供給する食品（手作り食品を含む）